

コーポレート・ガバナンス報告書

2024 年 11 月 29 日

株式会社エスアイイー

代表取締役 藤 正幸

問合せ先： 取締役 藤井 聖士

03-6206-8414

URL : <https://sie.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「IT 教育で人と社会に貢献する」を企業理念とし、経営環境の変化する中において、永続的な発展と成長、持続的な企業価値の最大化を目指し、株主をはじめとする全てのステークホルダーからの信頼を得るため、経営の健全性・効率性・透明性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めることを基本方針としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
藤 正幸	1,990,000	66.3
株式会社藤ホールディングス	1,010,000	33.7

支配株主名	藤 正幸
-------	------

親会社名	なし
------	----

補足説明

株式会社藤ホールディングスは、当社代表取締役である藤正幸の資産管理を目的として設立され、同社代表取締役を兼務しております。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000 人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	なし

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引を行っておらず、今後も取引を行うことは予定しておりませんが、取引を検討する場合には、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名以内
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	代表取締役
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
杉山 直	他の会社の出身者											
岡本 哲郎	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関 する補足説明	選任の理由
杉山 直	-	-	大手ゼネコン会社の副社長などを歴任され、法令遵守や事業リスク等に精通して対応されてきた立場から深い見識と当社への指導をしていただける方と考えており、主に経営者としての経験の見地から取締役会において必要な発言を適宜行っていただくとともに、当社の企業価値向上のため、独立した立場で経営を監督いただけると判断し、選任しております。
岡本 哲郎	-	-	大手倉庫会社の会長などを歴任され、法令遵守や事業リスク等に精通して対応されてきた立場から深い見識と当社への指導をしていただける方と考えており、主に経営者としての経験の見地から取締役会において必要な発言を適宜行っていただくとともに、当社の企業価値向上のため、独立した立場で経営を監督いただけると判断し、選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の 委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
4	1	-	2	-	1	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
4	1	-	2	-	1	社外取締役

補足説明

指名報酬委員会は、社外取締役 2 名、社外監査役 1 名、常勤監査役 1 名の計 5 名で構成しており、 役員の指名・報酬等の特に重要な事項について公平性・透明性・客観性を高めることとしておりま す。また、同委員会の議長は社外取締役の中から選定しております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の数	10 名以内
監査役の数	2 名

監査役、監査法人、内部監査部門の連携状況

三様監査会議を定期的（四半期に一度）に実施し、相互の監査計画の交換及び監査結果等について説 明、報告を行い、監査の品質向上を図っております。 監査役及び監査法人は、主に以下の様な連携をし、監査の質的向上を図っております。 ・相互の監査計画の交換並びにその説明・報告（三様監査会議） ・四半期毎の定期面談の実施による監査環境等当社固有な問題点の情報の共有化 ・事業所監査の立会等 監査役及び内部監査室は、相互に監査の実効性を向上させるべく、以下のような連携を図っており ます。
--

- ・相互の監査計画の交換並びにその説明・報告
- ・相互の監査で発見した指摘事項等の説明・報告
- ・業務の効率性（財務報告の適正性を含む）の状況
- ・会社法及び金融商品取引法に準じた内部統制への対応等

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※ 1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
平田 尚士	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平田 尚士	-	-	大手保険会社にてこれまで培ってきた豊富な経験・知識を有し、人格、見識ともに優れており当社の社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	0 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

-

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の中長期的な企業価値向上のためのインセンティブ付与を主な目的として導入しております。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、執行役員、従業員
-----------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社に対する経営参画意識を高めるため、優秀な人材を確保するためにストックオプションを付与いたします。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。 取締役及び監査役の報酬等はそれぞれ総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各役員の責任範囲の大きさ、業績及び貢献度などを指名・報酬委員会にて総合的に勘案した上で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会・監査役協議会の運営に関して、社外取締役・社外監査役が適切な職務遂行が行えるよう経営企画室・内部監査室が適宜サポートしております。取締役会・監査役協議会の開催に当たっては、社外取締役・社外監査役に対し、資料の事前配布を行い、重要な議案等に関しては必要に応じて内容説明を行うなど情報提供に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

①取締役会

当社の取締役会は、取締役 8 名（うち社外取締役 2 名）で構成され、原則として月 1 回の定時取締役会を開催するほか、機動的に意思決定を行うため必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令又は定款に定める事項及び「取締役会規程」に基づき、経営上の業務執行の基本事項について決定するとともに、その執行を監督しております。

②監査役協議会

当社の監査役協議会は、監査役 2 名（うち社外監査役 1 名）で構成されております。法令、定款に従い原則、毎月 1 回の定期開催と、必要に応じて臨時開催を行っており、監査計画の策定や監査の実施状況等、監査役相互での情報共有を実施しております。また、監査役は当社の取締役会にも出席するほか、重要な書類の閲覧等を通じて、経営全般及び取締役の業務執行に関して適正な監視を行っております。また、監査法人や内部監査室と綿密に連携を取りながら、監査環境を整備し、監査の有効性、効率性の継続的向上を図っております。

③内部監査室

当社は、代表取締役の直轄組織として内部監査室を設置し、内部監査室長 1 名を配置しております。「内部監査規程」及び内部監査計画に従い、独立した観点から内部監査を実施しております。内部監査指摘事項は代表取締役及び主管部門の責任者へ報告するとともに、重要事項については取締役会に報告しております。報告の結果、改善の必要がある場合には被監査部門に対して改善指示を行い、業務の適正な運営及び能率の増進や内部統制強化を図っております。

④会計監査

当社は、監査法人 A&A パートナーズと監査契約を締結し、独立した立場から会計監査を受けるとともに、会計上の課題について適時協議の上、適正な会計処理に努めております。なお、同監査法人と当社との間には、特別な利害関係はありません。

⑤経営会議

当社の経営会議は、原則として常勤取締役及び執行役員又は、部長・室長をもって構成され、必要に応じて、非常勤取締役及び監査役も出席しております。毎月 1 回以上開催するものとし、「経営会議規程」に定められた運営方法に従って、業務執行方針の協議、業務執行状況の共有、月次報告（財務報告・営業報告）、及び取締役会決議事項等について審議・協議を行っております。

⑥リスク・コンプライアンス管理委員会

当社のリスク・コンプライアンス管理委員会は、代表取締役を委員長として、取締役、監査役、経営企画室長、内部監査室長、人事部長により構成され、原則として四半期に一度開催しております。同委員会は、「リスク管理規程」の定めに基づき運営され、法令、定款及び当社の定める規程等リスク管理に関するルールについて協議を行っております。また、各部門よりリスク管理に関する報告を受ける体制としており、認識されたリスクについては発生要因の識別、評価及び対応措置を検討し、重大なリスクに繋がると判断された場合は取締役会に報告しております。多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備しております。

⑦指名報酬委員会

当社の指名報酬委員会は、社外取締役を委員長として、社外監査役、常勤監査役により構成され、原則として年に一度開催しております。同委員会は、コーポレート・ガバナンスの強化の一環として役員人事及び役員報酬制度に関する審議・取締役会への答申を行うことにより、経営の透明性の確保に資することを目的とし、「指名報酬委員会規程」の定めに基づき運営され、取締役及び執行役員の選任及び解任に関する審議、取締役の報酬等の方針の策定及び取締役個人が受ける報酬等の内容の決定を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、迅速な意思決定・業務執行の強化を図るとともに、取締役会の監査・監督機能と経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの強化と中長期的な企業価値の向上を図ることができるものと判断し、現状の企業統治の体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の議決権行使における議案検討時間を十分に確保するため、株主への株主総会招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、多くの株主に出席いただくために、株主総会の集中日を避けた日程を設定する予定であります。また、開催場所については、駅の近くなどアクセスの便利さを考慮してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	将来は、会社法に基づく議決権の電磁的行使を検討していきたいと考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、株主への利便性を勘案し必要と認められる場合は、議決権電子行使プラットフォームへの参加について検討を行ってまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	将来は、外国人投資家向けに招集通知(要約)を英文化して提供することを検討していきたいと考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにディスクロージャーポリシーを掲載する予定であります。
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内に IR 専用ページを開設し、有価証券報告書、決算情報、各種プレスリリース等を速やかに発信できる体制を構築し、株主や投資家の皆様に対して積極的なディスクロージャーを実施してまいります。
IR に関する部署(担当者)の設置	情報取扱責任者を管理部門管掌取締役とし、経営企画室が情報開示担当部署となり IR 活動を行ってまいります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	現状、ステークホルダーの立場の尊重についての規定はございませんが、当社は、ディスクロージャーポリシーを策定し、当社ホームページ内に掲載を計画しております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき課題と認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、お客様、株主、投資家、従業員、地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本に、貴取引所の定める適時開示規則に準じた、迅速かつ正確な情報開示を行います。あわせて、当社をご理解頂くために有効と思われる情報につきましても、積極的な情報開示に努めてまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。 (a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 イ. 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「ビジョン」、「経営理念」、「行動規範」を制定し、役職員はこれを遵守する。 ロ. 「取締役会規程」をはじめとする社内諸規程を制定し、法令及び定款に定められた事項並びに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うと共に、取締役から業務執行に関し報告を受ける。

ハ．総務・財務部をコンプライアンスの統括部署として、コンプライアンス統括責任者及びコンプライアンス実施責任者と連携の上、コンプライアンス状況のフォローアップを実施する。

ニ．役職員の職務執行の適切性を確保するため、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。

また、内部監査では必要に応じて監査役、監査法人と適宜情報交換する等、三様監査体制を構築するとともに、定期的に各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況の確認、内部統制システムの適合性、効率の検証を行う。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役会議事録、株主総会議事録、監査役協議会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、「情報文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。

ロ．情報文書管理部署である総務・財務部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供する。

ハ．「情報文書管理規程」等の関連規程は、必要に応じて見直しを図る。

(c) 損失の危険の管理に関する規程

イ．当社は、代表取締役又はその指名する者がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスク管理規程」を制定し、当該規程の下で発足したリスク・コンプライアンス管理委員会を中心として多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

ロ．当社は、リスク・コンプライアンス管理委員会を四半期毎に開催し、リスク管理の進捗状況をフォローアップする。リスク・コンプライアンス管理委員会は、重要なリスクの管理状況について取締役会に報告し、適宜指示を仰ぐ。

ハ．不測の事態が発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとし、迅速な対応をとるとともに、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．定時取締役会を毎月 1 回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし適切な職務執行が行える体制を確保する。

ロ．取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を各役職員に伝達する。また、代表取締役は取締役会において経営の現状を説明し、各取締役は各部門の業務執行状況を報告する。

ハ．「職務権限規程」や「業務分掌規程」等の社内諸規程に基づき、取締役・使用人の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については決裁制度の見直しを適宜行い、権限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保する。

(e) 当社における業務の適正を確保するための体制

イ．当社の「ビジョン」、「経営理念」を共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保する。

ロ．毎期、中期経営計画を策定、ローリングを実施し、経営目標を明確化する。

- ハ．毎月実施される定時取締役会において、年度事業計画（予算）の業績進捗状況を確認し、分析、改善施策検討を行うとともに、中期経営計画への影響度も適宜把握し、当該影響度と改善施策を踏まえて毎期、中期経営計画をローリングする。
- ニ．内部監査による業務監査により内部統制の有効性について監査し、その結果を代表取締役並びに主管部門の責任者に報告するとともに、重要事項については取締役会に報告する。
- (f) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ．代表取締役は、監査役と定期的に意見交換を行う。
- ロ．監査役は、取締役会等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
- ハ．監査役は、定期的に監査法人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の有効性、効率性を高める。
- (g) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ．当社は、監査役の職務を補助する使用人を配置していないが、監査役の判断にて監査役を補助する使用人を必要に応じて配置することができる。
- ロ．当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役の同意を得るものとする。
- (h) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告したことを理由として不利益な取り扱いをうけないことを確保するための体制
- イ．監査役は、会社の重要な意思決定の過程、職務遂行の状況等を把握するため、取締役会をはじめとするすべての会議、委員会等に出席することができる。
- ロ．取締役及び使用人は、以下の事項を始め監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- (i) 重要な機関決定事項
 - (ii) 経営における重要事項
 - (iii) 会社に重大なリスクを及ぼすおそれのある事項
 - (iv) 重要な法令、定款違反
 - (v) 不正行為
 - (vi) その他重要事項
- ハ．監査役に報告、相談を行った取締役、使用人に対して、当該報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取り扱いを禁止し、その旨を取締役、使用人に周知徹底する。
- (i) 監査役の職務執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- イ．取締役は、監査役の職務執行に協力し、監査の実効性を担保するため予算措置を図り、監査役の職務執行にかかる経費等の支払いを行う。
- ロ．当社は、監査役が職務執行のために生じる合理的な費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。
- (j) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ．代表取締役は、監査役と定期的に意見交換を行う。
- ロ．監査役は、取締役会を始め、重要な会議に出席することにより重要な報告を受ける体制とする。
- ハ．監査役は、管理各部門に呈して随時必要に応じて監査への協力要請ができることとする。
- ニ．管理各部門は監査役による効率的な監査に協力する。
- ホ．監査役は、定期的に監査法人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の有効性、効率性を高める。
- ヘ．会社は、監査役が立ち入り、重要な取引先等の調査、弁護士、公認会計士の外部専門家との連携等、各種重要情報が収集できる環境を整備する。

(I) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- イ．反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
 - (i) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固とした態度で対応し、一切の関係を排除すること、それらの行動を助長するような行為を行わないこと。
 - (ii) 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。
- ロ．反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
 - (i) 反社会的勢力に対する基本方針を「反社会的勢力対応規程」に明記するとともに、全役職員への周知徹底に努める。
 - (ii) 総務・財務部を統括部門として、弁護士、警察等の社外の専門家や関係機関等と連携して積極的な情報の収集・管理を行いながら、不当要求等が発生した場合への解決を図る体制を整える。
 - (iii) 取引先等について、「反社会的勢力調査マニュアル」に基づき反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
 - (iv) 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
 - (v) 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業の社会的責任を十分に認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とはいかなる名目の利益供与も行わず、一切の関係を遮断するとともに、不当な要求等に対しては弁護士や警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。

①反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a) 社内規程の整備状況

当社は、当社の役員及び従業員が、反社会的勢力に関与し又は利益を供与することを防止するた

め、「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制整備その他の対応に関する事項を定めております。

(b) 対応管轄部署及び責任者

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を総務・財務部と定めるとともに、反社会的勢力対応に関する責任者を総務・財務部部长としております。

また、総務・財務部部长は、反社会的勢力に関する管理手続き及び反社会的勢力による不当要求への対応について、「反社会的勢力対応マニュアル」及び「反社会的勢力調査マニュアル」を制定しております。

(c) 反社会的勢力の調査方法

新規取引先については、総務・財務部にて、外部調査機関（リスクモンスター）を利用し情報収集を行い、事前にチェックを行っております。継続取引先についても、年に1度反社チェックを実施しております。役員については、役員就任前に経歴書により経歴内容の確認を行っております。また、従業員については、入社前に経歴書により経歴の確認を行い、反社会的勢力と関係がないことを記した「誓約書」を徴求し、保管しております。

反社チェックの結果、反社会的勢力との関連がある場合又は反社会的勢力との関連がないと結論付けるだけの確証が得られない場合には、原則として取引を行わないこととし、反社会的勢力と判明した場合には取引を即座に解消する旨を定めた反社会的勢力との取引排除条項を、当社所定の契約書様式に含めております。

(d) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

総務・財務部において、反社会的勢力排除のために国や地方公共団体が制定・公表する法律・条例、指針及びガイドライン、その他反社会的勢力排除に関する規範の最新情報を継続的に確認するとともに、警察又は暴追センターその他反社会的勢力排除のための専門機関の主催するセミナーへの出席や情報収集を通じて、反社会的勢力排除の体制構築に努め、役員及び従業員へ周知しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

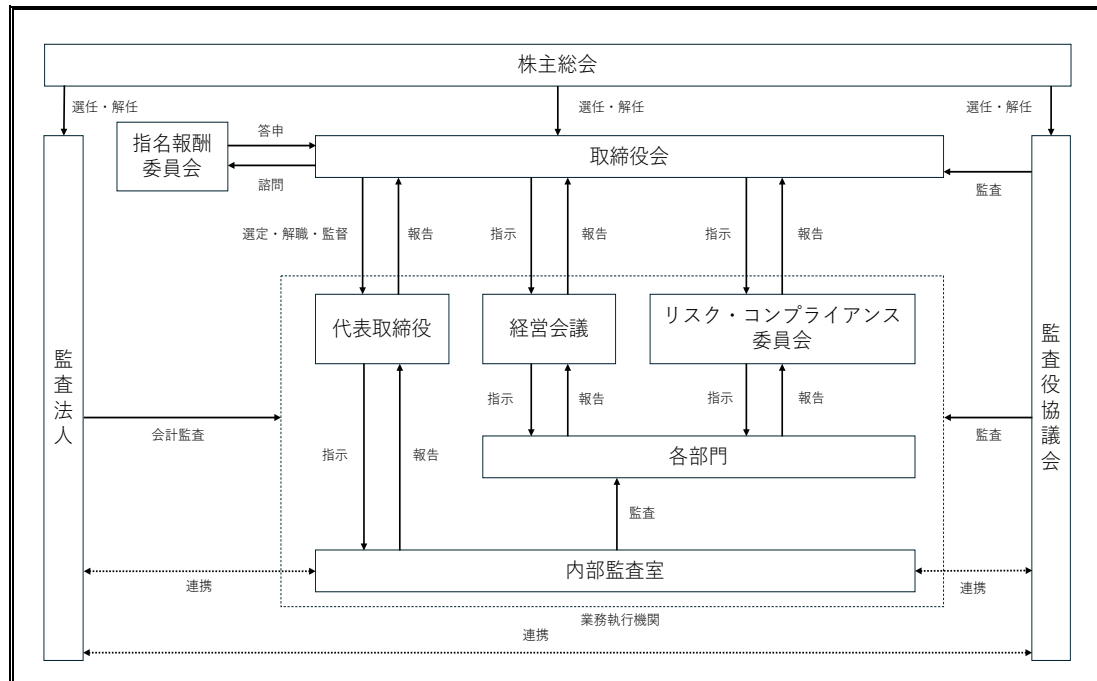
該当項目に関する補足説明

-

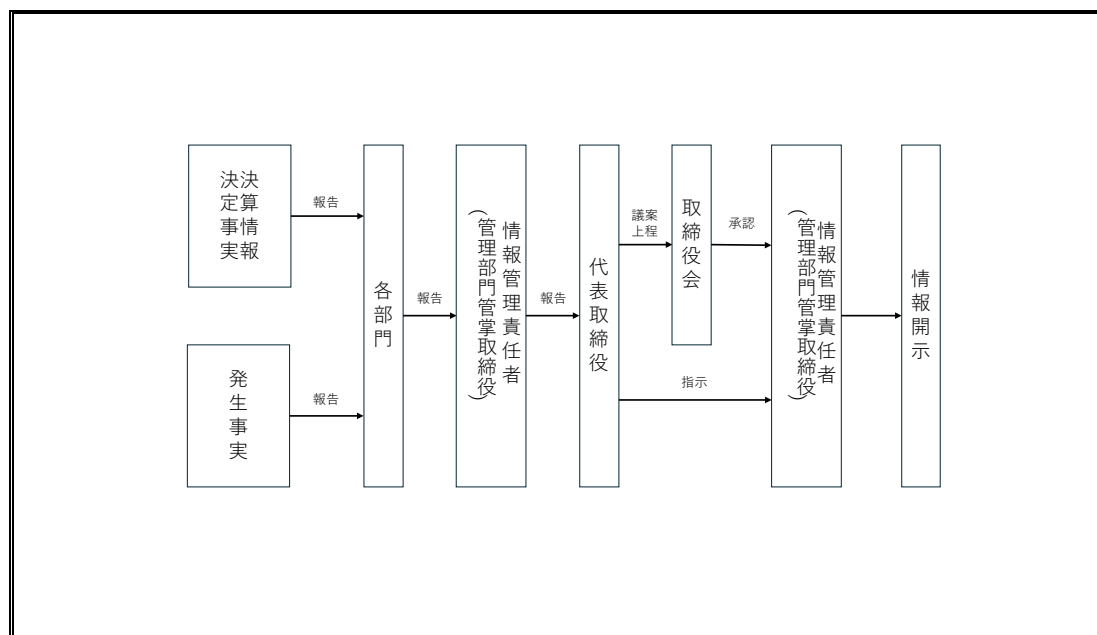
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

-

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上